

民生委員児童委員は、皆さんと同じ地域に暮らす 最も身近な相談相手です

民生委員児童委員は、皆さんが福祉全般に関する様々な悩みや問題が生じたときに、皆さんの立場になって力になってくれる身近な相談相手です。また、地域福祉の推進活動においても活躍しています。現在、下野市では102名の民生委員児童委員が厚生労働大臣から委嘱され、市内の各地域で活動しています。

民生委員児童委員は、報酬を受けずに活動する委嘱ボランティアで、民生委員法に基づき地域福祉推進のために幅広い活動を行っています。

また、児童福祉法により児童委員を兼ねており、児童健全育成や児童福祉に関する活動も行います。さらに、委員の中には児童委員活動を一層充実させるために、子どもや子育てに関する相談を専門的に担当する6人の主任児童委員がいます。

民生委員児童委員は、地域に暮らす皆さんの心配ごとなどの解決を図ります。必要に応じて専門機関や福祉サービスの案内をし、皆さんと行政機関等とのパイプ役を務めます。

また、民生委員児童委員には守秘義務（民生委員法第15条）があります。相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮した支援活動を行っていますので、安心してご相談ください。

民生委員児童委員はそれぞれ担当地区（受け持ち地区）があります。お住まいの地区の民生委員児童委員がわからないときは社会福祉課までお問い合わせください。

●5月12日は民生委員・児童委員の日です。

大正6年5月12日、今の民生委員制度の基になった「済世顧問員制度」が発足しました。この創設の日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進に取り組む決意を新たにするとして、昭和52年、民生委員・児童委員の日が制定されました。

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先 社会福祉課 ☎52-1112

②③ ご存知ですか？『電話お願い手帳』

「電話お願い手帳」は、耳や言葉の不自由な人やお年寄りが外出先で電話をかける場合に、近くの人にご協力をお願いするためのものです。

用件や連絡先などを書いて渡せば、「私の代わりに電話をかけてください」と意思を伝えることができます。また、「ゆっくり話していただけますか」など協力をお願いする内容が書かれたカードが手帳に組み込まれています。これらを差し出された人は、代わりに電話をかけていただくなどのご協力をお願いします。

また、今回20冊程度の手帳をNTT東日本からいただいています。ご希望の方は社会福祉課（石橋庁舎）窓口までお越しください。なお、数に限りがありますので、先着順とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

